

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名		子ども手当支給事業			事業コード	0469
担当課等	所属名	保健福祉部 児童福祉課			担当係名	
	課長名	石塚 千英司	担当者名	保健福祉部 児童福祉課 菊池悠貴	電話番号	2566

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード 1	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード 6
	基本事業	育児不安の軽減	コード 2			関連予算 費目名
	特記事項					
	事業期間	● 単年度 ○ 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度				
事務事業の概要	出生や転入による中学校修了前児童の保護者からの子ども手当の認定請求を受け、審査後、年3回に分けて手当を支給する。また、6月に現況届の提出を求め、受給状況の確認を行う。月額は対象の子ども一人につき13,000円で所得制限はなし。					
根拠法令等	平成22年度における子ども手当の支給に関する法律					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
少子化が進展し安心して子育てができる環境ができる環境を整備することが喫緊の課題となっている状況を踏まえ、子育てを未来への投資として、次代を担う子どもの育ちを個人や家族のみの問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点で、平成22年度に、従来の児童手当に替わる形で開始された。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
認定請求のし忘れにより手当が支給されない月が発生することがないように、制度の周知の要望がある。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
平成23年4月に子ども手当つなぎ法が施行され、平成22年度における子ども手当が平成23年9月まで引き続き支給されることとなった。このことにより平成23年の10月に新たな法律に基づく制度が開始されることが見込まれる。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	中学校修了前の子どもを養育している人	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 受給者数	単位	人
				B. 支給認定児童数	単位	人
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) 支給対象の子どもを養育する保護者から申請を受け対象の子ども一人につき月額13,000円を支給した。また、6月には現況届を提出してもらい、受給状況の確認を行った。 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 9月までは22年度と同様の請求・認定・支給事務を行う。10月に制度の改正がある見込み。	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 認定請求受付件数	単位	件
				B. 延支給件数	単位	件
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	子ども手当の実施によって、少子化の流れを変え、保育等の現物サービスやワーク・ライフ・バランスを推進と相まって、子どもを安心して生み、育てることかできる社会を構築していく。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. (支給認定児童数) / (小学校修了前全児童数) × 100 【指標の性格: ○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	%
				B. (支給認定児童数) / (中学校修了前全児童数) × 100 【指標の性格: ○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	%
				C. 【指標の性格: ○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	子育てに悩まない	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	アンケート調査「子育てに悩んでいる・不安を持っている」と答えた子どものいる親の割合(単位: %)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	受給者数	人	16,747	16,909	26,383	21,994	21,994	21,994	27 年度 21,994
対象 指標B	支給認定児童数	人	25,952	26,249	42,111	35,504	35,504	35,504	27 年度 35,504
対象 指標C									年度
活動 指標A	認定請求受付件数	件	2,514	2,262	3,529	6,121	3,059	3,059	27 年度 3,059
活動 指標B	延支給件数	件	304,674	303,874	474,132	350,348	350,348	350,348	27 年度 350,348
活動 指標C									年度
成果 指標A	(支給認定児童数)／(小学校修了前全児童数)×100	%	75.6	77.0	-	-	-	-	年度 -
成果 指標B	(支給認定児童数)／(中学校修了前全児童数)×100	%	-	-	93.0	90.0	90.0	90.0	27 年度 90.0
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	2,020,107	2,033,173	5,474,460	4,554,524	6,006,273	6,006,273	*****
財源 内訳	④国	千円	954,690	954,190	4,363,430	3,580,605	4,822,895	4,822,895	*****
	⑤県	千円	530,214	528,683	555,500	486,959	591,689	591,689	*****
	⑥地方債	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	⑦一般財源	千円	535,203	550,300	555,530	486,960	591,689	591,689	*****
	⑧その他	千円	0	0	0				*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	2,020,107	2,033,173	5,474,460	4,554,524	6,006,273	6,006,273	*****
	延べ業務時間数	時間	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	*****
	職員人件費 (B) (臨時職員賃金は、事務費に含む)	千円	24,400	24,400	24,400	24,400	24,400	24,400	*****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	2,044,507	2,057,573	5,498,860	4,578,924	6,030,673	6,030,673	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:平成22年度における子ども手当の支給に関する法律に定める目的に合致している。		
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	㊦「妥当」とする理由: ☒ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☐ その他		
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	㊦「妥当」とする理由: ☒ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☐ その他		
	理由:		
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
㊦「妥当」とする理由: ☒ 法定事務である ☐ その他		理由:	
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	その内容:現状のままの方法でよい。		
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	その内容:法に基づくものであるため、事業の廃止・休止はあり得ない。		
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☐ 類似事業がある ☒ 類似事業がない	
	事業名:		
	※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？		
	統廃合・連携検討 ☐ できる ☐ できない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ		
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 扶助費として法で定められている部分は削減できず、またその他の事業費も必要最小限の費用で行っている。		
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 支給対象が拡大されたことにより事務量が増加したため、人件費を削減する余地はない。		
公平性評価	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:平成22年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき手当を支給する事業であり、受益機会は公平・公正である。		
	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
		理由: 手当を支給する事業であり、受益者負担は考えられない。	

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 現行制度の中で、改革改善を行っており、当面は現状維持とする。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 現行制度内での改革改善を進めている。
---------	--

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 <table><tr><td>① 必要性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり	② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり	③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり	④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) 平成22年度から、新たに子ども手当制度となり、対象児童が12歳から15歳に拡大され、所得制限がなくなった。子ども手当支給対象児童を養育する保護者から申請の受付、支給とともに、6月には現況届を提出してもらい、受給状況の確認等を行った。また、制度創設に伴う個別案内や広報を行った。平成23年度にも制度の改正が見込まれるため、新制度となった場合に、今年度の反省を活かし、申請受付、認定、支給を円滑に進める必要がある。
① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) <table><tr><td>☐ 終了</td><td>☒ 継続</td><td rowspan="3"> → ☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携 </td></tr><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table> ↓ 方向付けの理由と改革改善の内容		☐ 終了	☒ 継続	→ ☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携	☐ 廃止	☐ 休止							
☐ 終了	☒ 継続	→ ☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携												
☐ 廃止	☐ 休止													